

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

IT投資減税に関する改正通達

Q : IT投資減税に関して改正通達が公表されたようですが内容を教えてください。

A : 内容は以下のとおりです。

【解説】

IT投資減税とは、適用対象資産を取得した場合に特別償却又は税額控除が受けられるという制度です。適用対象となる資産は法人の資本等の金額ごとに異なっており、次のような取得価額基準が設けられています。

- ①資本等の金額が3億円超の法人
ソフトウェア以外の情報通信機器等は600万円以上、ソフトウェアは600万円以上
- ②資本等の金額が3億円以下の法人
ソフトウェア以外の情報通信機器等は140万円以上、ソフトウェアは70万円以上

これにつき、次の2点が改正されました。

- ①法人が事業年度の中途において増資等により資本等の金額が3億円以下の法人（特定事業者等）に該当しなくなった場合には、特定事業者等に該当していた期間に取得して事業の用に供した情報通信機器等の取得価額をその区分ごとに合計し、その合計額により取得価額基準の判定をする。
- ②取得価額基準を満たす特定情報通信機器等は、ソフトウェアとソフトウェア以外の情報通信機器等の区分ごとに、特別償却と特別控除とのいずれかを適用する。また、それぞれの区分ごとにその区分に属する特定情報通信機器等の一部について特別償却等の適用を受けた場合には、各区分に属するそれ以外のものは、他の特別償却等の規定は適用できない。

